○あきる野ふるさと大使設置要綱

平成３０年５月２５日
通達第２１号

（目的及び設置）
第１条　あきる野市（以下「市」という。）の魅力を広く発信するとともに、市の知名度の向上やイメージアップを図るため、あきる野ふるさと大使（以下「大使」という。）を設置する。

（活動内容）
第２条　大使の活動内容は、次に掲げるとおりとする。
（１）市の魅力発信、知名度の向上及びイメージアップを図るための宣伝活動
（２）市が実施する各種行事への参加
（３）市に有益な情報の収集及び提供
（４）その他市長が必要と認める活動

（任命）
第３条　大使は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
（１）文化、芸術、スポーツ、芸能等の分野で活躍する市の出身者又は市にゆかりのある者
（２）その他市長が特に適当と認める者

（任期）
第４条　大使の任期は、定めないこととする。ただし、市長は、大使の申出により任期を定めることができる。
２　大使は、再任されることができる。

（解任）
第５条　市長は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解任することができる。
（１）　自己の都合により辞職を申し出たとき。
（２）　大使としてふさわしくない行為があったとき。
（３）　心身の故障のため、第２条各号に掲げる活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（４）　その他市長が必要と認めるとき。

（謝礼）
第６条　大使には、市長が必要と認める場合に限り、謝礼を支払う。

（情報等の提供）
第７条　市長は、大使が第２条各号に掲げる活動を円滑に遂行するに当たり、必要な情報、事務用品等を提供することができる。

（庶務）
第８条　大使に関する庶務は、企画政策部市長公室において処理する。